

徳島県農林水産部生産流通課販売・物流支援室管理PR車両賃貸借契約書

貸付者 徳島県（以下「甲」という。）と借受者〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「新鮮 なっ！とくしま」号又は「でり・ぱりキッチン阿波ふうど号」（以下「PR車両」という。）及び当該PR車両に附属する備品一式の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、PR車両を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用の目的）

第3条 乙は、PR車両をPR車両借受申請書に記載した借受けの目的（理由）及び用途のとおり使用するものとし、その他の目的（理由）及び用途に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 PR車両の貸付期日（期間）は、令和〇〇年〇月〇日から同月〇日までとする。

（貸付物件の引渡し等）

第5条 PR車両の引渡し及び返納の場所は、徳島市南沖洲5丁目8-60とする。

（貸付料）

第6条 PR車両の貸付料は、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（貸付料の支払）

第7条 乙は、貸付料を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。

（延滞金）

第8条 乙は、前条に定める納期限までに貸付料を支払わなかったときは、当該納期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、当該貸付料に対し、年14.5パーセントの割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、当該延滞金の額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

（貸付料の返還請求）

第9条 乙は、貸付料を納付した後は、貸付料の返還を請求することができない。ただし、甲は、乙がその責に帰することのできない事由によりPR車両を目的の用に供することができなかつた場合であつて、その事由がやむを得ないものと認められるときは、乙の請求により、使用できなかつた期間の貸付料を返還することができる。

（PR車両の維持管理）

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもってPR車両を維持管理し、原状を変更してはならない。

（転貸借等の禁止）

第11条 乙は、PR車両の賃借権を第三者に譲渡し、若しくはPR車両を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 徳島県農林水産部生産流通課販売・物流支援室管理PR車両貸付要領第7条の規定による貸付け決定の取消しを行ったとき。
- (3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、PR車両を速やかに甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、PR車両を故意又は過失により、その全部若しくは一部を滅失し、又は毀損したときは、速やかに甲に報告し、甲の請求によりこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める事項を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲の請求により、その損害を賠償しなければならない。
- 3 賃貸借の期間中に乙がその責めに帰する事由により、第三者に損害を与えた場合の賠償については、全て乙の負担とする。
- 4 前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、乙は、甲にその損害の賠償を請求することができない。

(使用上の制限)

第14条 乙は、この契約に定められた事項のほか、「徳島県農林水産部生産流通課販売・物流支援室管理PR車両貸付要領」を守ることをとする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 (住所)
(氏名)

印